

第三回参議院水産委員会會議錄第九号

昭和二十三年十一月二十六日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○水産業協同組合法案(内閣提出、衆議院送付)

○水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁業権等臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

午後一時四十分開會

○委員長(木下辰雄君) 只今より委員會を開会いたします。速記を止め

午後一時四十一分速記中止

午後二時三十九分速記開始

○委員長(木下辰雄君) 速記を始め

それでは暫時休憩いたします。

午後二時四十分休憩

午後三時三十三分開會

○委員長(木下辰雄君) それでは會議を開きます。水産業協同組合法案はか

二法案を議題に供します。前回の委員會で質疑が終了しましたので討論に入

ります。

第十二部 水産委員会會議錄第九号

昭和二十三年十一月二十六日【參議院】

ましたので、私としましてはただ一つ

條件を附しまして、これに賛成の意を

表すものでありますが、それはこの

法案は勿論我が國の基礎産業である

この農業と漁業、而も漁業は或る点

において相当遅れた過程にあつたので

あります。この度の民主國會にお

いて、この協同組合法案が提出され

て、正に業界の革命的な法案だと私は

考えるのでありますが、ただ法は幾

ら立派なるものができて、その裏付

けになるべきところの、すべての金融

面、若しくは資材面において、これに

欠くるところがあつたならば、且又そ

れを施行するに當つて、運営の妙を得

なかつたならば、空文に等しいもので

載るのだらうと思ひますが、漁業協同

組合法を施行する場合に、この点が重

視されるのではないかと思ふのであり

ます。漁業協同組合にどんな漁業権を

與えられるだらうか、例えば根付漁業

ばかりでなしに、定置とか或いは区割

の漁業権を付與されるかどうか、これ

が問題になるのじやないかと思ふので

あります。その結果によつては漁業協

同組合も有名無実的な存在となりはし

ないかというのを非常に恐れて

のであります。又この法案を見ます

に、第十七條の漁業の自營に関する條

件が極端に窮屈すぎる、殊に水産組合

とか、或いは加工協同組合というもの

が現れてくることになりはしないか。

れん結果、こういうものをつくつたの

じやなからうか。これは漁業協同組合

との關係におきまして、某方面との交

渉過程から生れた存在ではなからうか

と思ふのであります。それで私の最も

心配するのはこういつた關係からし

て、この漁業生産組合と、漁業協同組

合の關係に摩擦を生じ、將來協同組合

の發達に支障を生じないかどうかとい

うこと、それから若し法案の如くどう

しても認めるというならば、生産組合

を協同組合に強く関連性を持たすとい

う意味で、正組合員とすべきだとい

ことを強く希望するものであります。

第三番目に申上げたことは、連合

會の規定の制限を撤廃し、少くとも農

資金は捕鯨、或いは底曳漁業であつ

て、漁獲高の四割以上を占めておりま

すところの、零細沿岸漁民には少しも

ないのであります。二口三百万円以上

の融資を受けた水産關係会社は、全國

で百七十余で、三百万円以下のものも

相当数に達しているのであります。而

もかかる状況下に漁村インフレはま

ます高まり、漁民は漁船、網その他の

資材の減耗によりまして、その販賣總

額は次の再生産の仕込資金には到底及

ばない。想像に余る窮乏に陥つてお

るのであります。先般農林大臣に対しま

して、沿岸漁業定置網、或いはあぐり、

巾着漁業の金融に関する方策を質した

のであります。確たる御返答がなか

つたのであります。或いは水産業協同

組合を早急に一日も早くでつち上げ

漁民の行くところを示さなければなら

ないことは、これは理の当然でありま

すが、幾ら立派な法律ができました

も、金融の裏付けなき協同組合は無意

味であります。國家資金的な性格の資

金を十分に用意する必要があります。金融

的措置がなければ、折角民主的な意図

も佛つて魂入れず、結局ボス勢力

の抬頭という結果になる虞れがあるか

ら、必ず金融的な措置を重視しなけれ

ばならない。これがなければ意味をな

さないものと私は考えるのであります。

それで結論として私は協同組合法制定

に當りましては、金融の裏付けを十分

に考慮するよう希望いたしますが、こ

れも來國會におきまして、十分に採り



この内閣提出、衆議院送付の水産業協同組合法案外二法案に原案通り賛成の諸君の挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(木下辰雄君) 全員賛成と認めます。

それではこの三法案は満場一致可決いたしました。

尙本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規程第四百四條によつ、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつております。これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑、回答の要旨、討論の要旨、及び表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされた方々は順々に御署名願います。

多数意見者署名

- 千田 正 淺岡 信夫
- 江熊 哲翁 尾形六郎兵衛
- 矢野 西雄 田中 信儀
- 青山 正一

○委員長(木下辰雄君) 農林大臣から発言があります。

○國務大臣(周東英雄君) 水産業協同組合法案外関係法案二案の審議に当りましては、事柄の非常な重大性に鑑みられまして、短期間でありましたにも拘りませず、参議院におかれましては、特に予め予備審査を開かれまして、熱

心にその御努力を頂きまして、今日短間に議了し、可決を頂きましたことにつきまして、國家のため厚くお礼を申し上げます。審議の間に述べられました各委員の御意見等につきましては、十分に尊重いたしましたので、適当なときに修正をなすべきものにつきましては、改正を加えるとか、或いは行政的措置を講ずるといふことについて努力をいたしたいと思ひます。殊に委員会中たび御指摘になりました、本法案と姉妹の關係に立つ漁業権制度を中心とした漁業法の制定につきましては、できるだけ早くこれが完成をいたしまして、最も早い機会にこれを提案いたして完璧を期したいと、かように考えております。尙水産業協同組合法等の法律が通りました以後、これが設立その他に關しまして、又設立後におけるこれが完全な運営を期するためにとるべき種々の対策につきましては、政府におきましては、御意見を尊重して十分努力いたしたいと存じますが、この後におきましても何分御協力をお願いしたいと、かように考えております。

○委員長(木下辰雄君) これを以て本委員会を閉会いたします。

午後四時五分散会  
出席者は左の通り。

委員長

理事

- 木下 辰雄君
- 尾形六郎兵衛君
- 千田 正君
- 青山 正一君
- 淺岡 信夫君
- 田中 信儀君
- 江熊 哲翁君
- 矢野 西雄君

- 國務大臣 周東 英雄君
- 農林大臣 飯山 太平君
- 政府委員 水産廳長官 藤田 巖君
- 説明員 農林事務官 (水産廳次長) 藤田 巖君

昭和二十三年十二月十三日印刷

昭和二十三年十二月十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局